

11.22

和田製鋼株式会社

一、要求は認め難し
 二、三従業員は生活保障及要求問題に關する會社の意向等要求
 問題に能く、松岡氏の希望は結局新なる要求の提出に外ならぬ
 既に多議團が松岡氏に對し之を撤回し解決一切を無條件に一任さ
 れた以上會社が要求全部を否認することは當然のこと、信ずる從
 つし之に關する會社の意思等は改めて説明の要なしと認む
 三、多議團は速に解散すること
 解決につき雙方の意思が一致するものとせば目的は消滅する次第故
 多議團は即日解散するを穩當と信ず
 三、解雇者の復職を認めず（手段と盡して復帰を懇願し日時を假し
 て考慮せしめたるも此れも顧みる所なきを以て已むと得ず逐次
 新に所要員と雇傭し今も定員充足の作業にも慣れ居るのみな

會社提示の解決案

- 一、要求は認め難し
- 二、三従業員は生活保障及要求問題に關する會社の意向等要求
問題に能く、松岡氏の希望は結局新なる要求の提出に外ならぬ
既に多議團が松岡氏に對し之を撤回し解決一切を無條件に一任さ
れた以上會社が要求全部を否認することは當然のこと、信ずる從
つし之に關する會社の意思等は改めて説明の要なしと認む
- 三、多議團は速に解散すること